

★納め方は特別徴収と普通徴収の2通りに分かります

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金より天引きされます。

既に、4月、6月、8月（※）については、仮徴収していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きさせていただきます。

なお、年度途中で65歳になられた人、佐賀中部広域外から転入者などは、おおむね6か月後から年金天引き開始となります。

※8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人、年金をもらわれていない人、老齢福祉年金などの受給者などは、納付書または口座振替で納付していただきます。

すでに、4月から7月分（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。納付には納付書のほか便利な口座振替もございますので、ぜひご利用ください。なお、すでに口座振替を利用の人は引き続き、口座からの引き落としとなります。

平成27年度の介護保険料を決定します

65歳以上のみなさんへ
平成27年度の介護保険料が決まります

介護保険料は40歳以上のみなさんからいただいておりますが、年齢により納付の方法が異なります。40歳から64歳までの人は、加入の医療保険と合わせて納めていただき、65歳以上の人は特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）で佐賀中部広域連合へ納付いただきます。

しております。

65歳以上の人の平成27年度の介護保険料は、すでに仮徴収しておりますが、6月に確定した住民税の課税状況等に基づき、平成27年度の年額保険料を決定いたします。

決定した保険料の通知書は7月下旬頃に送付いたします。

7月下旬より介護保険料の減免申請の受付を始めます

7月下旬頃に送付する平成27年度保険料の納入通知書にリーフレットを同封いたしますので、減免要件を確認してください。

■対象となる人（次のすべてに該当される人）

- ・平成27年度の介護保険料段階が第2段階および第3段階の人
- ・平成26年中のすべての収入が88万円以下の人（世帯員がひとり増えることに41万円加算）
- ・住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない人（健康保険の扶養も含む）
- ・世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の人

※預貯金額には、国債・生命保険の返戻金等も含まれます。

・居住用以外の活用できる不動産がない人

■申請の方法

必要書類「7月下旬頃に送付した通知書、平成26年中の収入がわかる書類（年金・給与の源泉徴収票など）、健康保険証、預金通帳、生命保険証書等、印鑑」を持って、多久市福祉課地域包括支援係または佐賀中部広域連合へ申請してください。

■減免額

審査を行い、結果については決定後、通知いたします。

減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額いたします。ただし8月末までに申請された場合に限り4月にさかのぼって保険料を減額いたします。

■問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課
福祉課 地域包括支援係
☎ 40-11135
☎ 75-6033



すべては大切な日のために。

ホテルニューオータニ佐賀

プレミアムウェディングフェア開催

7月26日(日) 11:00~17:00

入場無料

「この広告を見た」で米館のご予約をいただくと、「レストラン ランチ券」をプレゼント。

The New Otani
www.newotani-saga.co.jp

ブライダルサロン
TEL0952-25-9001

